

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－19 (元.11.19)	総 務	<p>桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 秋なれど満開に咲く桜花されど花びら黒く染まれり 日本の美を象徴する桜の花。和歌や俳句にも用いられ、桜、菊は、日本の国の花でもある。そんな桜に関して、由々しき問題が浮上している。</p> <p>多額の税金が使われている安倍晋三首相主催の「桜を見る会」に、首相の後援会関係者が大量に招待されていると報じられ、反響を呼んでいる。「各界で功績、功労のあった方々を幅広く招待している」とのことだが、その招待状をみると「家族・友人・知人」などを含め広く参加でき、その功績、功労の審査が不十分なまま、関係者を首相事務所への申込みベースで際限なく招いた疑いが持たれ、税金で首相自ら後援会関係者をおもてなしした「税金私物化疑惑」が浮上している。その後、首相の一存で中止を発表し、これも私物化である。</p> <p>桜を見る会は内閣の公的行事。従来1万人前後だった参加者が安倍政権下で増え続け、今年は1万8200人。2018年には予算の3倍、5229万円が支出され国会で問題になっている。</p> <p>報道によれば、首相の地元・山口県の複数の後援会関係者は「桜を見る会に山口県から数百人規模で参加している」「恒例の後援会旅行で、その目玉行事が、桜を見る会だった」と証言。招待者の人選は下関の安倍事務所が行い、飛行機やホテル、バスも事務所が手配するなど、詳しい経緯も判明した。今年1月に閣議で配布された「桜を見る会『開催要領』」と題する文書では、「招待範囲」となっているのは「皇族、元皇族」「各国大公使等」「その他各界の代表者等」</p>	個人 (倉吉市)	不採択 (元.12.20)
		<p style="text-align: center;">本会議(元. 12. 20) 委員長報告 会議録 暫定版</p> <p>桜を見る会は首相主催の行事として、国において実施されるものであり、政府において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化の検討と合わせ、招待人数も含めて全般的な見直しを、幅広く意見を聴きながら行うこととしていること。</p> <p>これまで催された会の招待内容などについては、すでに国会等公の場を通じて議論が行われており、その過程において、文書の保存期間についても今後検討するとの方針が示されていることから、不採択と決定いたしました。</p>		

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>など 11 項目が列挙されているが、この「等」が拡大解釈された疑いがある。</p> <p>さらに、桜を見る会の前日に開いた夕食会費用について、安倍事務所が参加者から 1 人 5 千円を集め、ホテル名義の領収書を発行したそうだ。報道では、ニューオータニでの会食は 1 人 1 万円以上とある。もし、5 千円では足りずに差額を事務所側が負担していれば、公選法が禁じる選挙区内での寄付行為に当たる可能性もある。また、これらの支出は政治資金収支報告書に記載する必要があり、政治資金規正法違反の疑いもある。</p> <p>また、今年 4 月 13 日に開催された「桜を見る会」の招待者名簿を、内閣府が 5 月 9 日に廃棄したと説明している。議員が資料要求した当日のことだった。公金を使用する招待である以上、公文書管理法に従って適切に管理することが必要であるし、自民党鳥取県連の石破さんも派閥会合で、「やっぱり名簿はちゃんと残しておかなきゃいかん」と語った。</p> <p>以上述べてきたように、桜を見る会については、招待範囲が妥当であったかどうか、実態解明と問題の是正が必要である。具体的には、①桜を見る会の招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うが求められている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>桜を見る会について、鳥取県議会から国に対し、①招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うを求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--